

令和 7 年

第 4 回日向市議会(定例会)議案

6 月 6 日

日 向 市

# も く ろ く

|        |                                                |    |
|--------|------------------------------------------------|----|
| 報告第1号  | 専決処分の承認について……………                               | 1  |
| 報告第2号  | 専決処分の承認について……………                               | 16 |
| 報告第3号  | 専決処分の承認について……………                               | 21 |
| 報告第4号  | 専決処分の承認について……………                               | 22 |
| 報告第5号  | 専決処分の承認について……………                               | 23 |
| 報告第6号  | 専決処分の承認について……………                               | 24 |
| 報告第7号  | 専決処分の承認について……………                               | 25 |
| 議案第57号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について……………                      | 26 |
| 議案第58号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について……………                      | 27 |
| 議案第59号 | 日向市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例…………… | 28 |
| 議案第60号 | 日向市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例……………             | 30 |
| 議案第61号 | 日向市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例……………          | 32 |
| 議案第62号 | 日向市水道事業給水条例の一部を改正する条例……………                     | 34 |
| 議案第63号 | 日向市下水道条例及び日向市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例……………       | 35 |
| 議案第64号 | 日向市ひとものづくりセンター条例……………                          | 37 |
| 議案第65号 | 旧慣による公有財産使用の廃止について……………                        | 41 |
| 議案第66号 | 工事請負契約の変更について……………                             | 42 |
| 議案第67号 | 令和7年度日向市一般会計補正予算（第1号）……………                     | 別冊 |

## 専決処分の承認について

日向市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 6 日 提出

日向市長 西 村 賢

# 専 決 処 分 書

日向市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

日向市長 西 村 賢

日向市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

日向市税賦課徴収条例（昭和30年日向市条例第17号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（所得控除）</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により、基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>（寄附金税額控除）</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> | <p>（所得控除）</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により、基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>（寄附金税額控除）</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> |

(1)・(2) [略]

(3) 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭のうち、宮崎県知事又は宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出したもの

(4)・(5) [略]

## 2 [略]

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控

(1)・(2) [略]

(3) 所得税法第78条第2項第4号に規定する寄附金のうち、宮崎県知事又は宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出したもの

(4)・(5) [略]

## 2 [略]

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄

除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9　〔略〕

10　市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から60日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。））、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2　所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（1）・（2）　〔略〕

附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9　〔略〕

10　市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から60日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。））、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2　所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（1）・（2）　〔略〕

(3) 扶養親族の氏名

(4) [略]

2～6 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等)に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 扶養親族の氏名

(4) [略]

2～5 [略]

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) [略]

2～6 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等)に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) [略]

2～5 [略]

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定

による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(6) [略]

## 2 [略]

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

### (1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(6) [略]

## 2 [略]

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

### (1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額

エ [略]

(2)・(3) [略]

(種別割の減免)

第89条 [略]

2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)・(4) [略]

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6)～(8) [略]

3 第1項の規定によつて種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 [略]

2,400円

オ [略]

(2)・(3) [略]

(種別割の減免)

第89条 [略]

2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)・(4) [略]

(5) 原動機の総排気量又は定格出力 （第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）

(6)～(8) [略]

3 第1項の規定によつて種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 [略]

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

- (1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
- (2)～(4) [略]
- (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

- (1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
- (2)～(4) [略]
- (5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件

(6) [略]

3 第1項第2号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割の減免を受けている者について準用する。

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 [略]

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) [略]

(3) 減免を受けようとする事由及び前項第2号の土地にあつては、その被害の状況

(6) [略]

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 第1項第2号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割の減免を受けている者について準用する。

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 [略]

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) [略]

(3) 減免を受けようとする事由及び前項第2号の土地にあつては、その被害の状況

## 3 [略]

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第161条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

- (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

- (2)・(3) [略]

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 [略]

2～20 [略]

21 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

22 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

23・24 [略]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 [略]

2～13 [略]

## 3 [略]

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第161条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

- (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

- (2)・(3) [略]

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 [略]

2～20 [略]

21 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

22 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

23・24 [略]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 [略]

2～13 [略]

14・15    [略]

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

15・16    [略]

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（1） 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式

たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第2条の規定 令和8年

1月1日

(2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第5条の規定 令和8年4月1日

(3) 第34条の7の改正規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の日向市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の日向市税賦課徴収条例(以下「旧条例」という。)第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

14

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、日向市税賦課徴収条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた

加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 日向市税賦課徴収条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

## 専決処分の承認について

日向市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和7年6月6日 提出

日向市長 西 村 賢

## 専 決 処 分 書

日向市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

日向市長 西 村 賢

日向市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日向市国民健康保険税条例（昭和33年日向市条例第15号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（課税額）</p> <p>第 2 条   〔略〕</p> <p>2   前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3   第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4   〔略〕</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第17条   次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24</u></p> | <p>（課税額）</p> <p>第 2 条   〔略〕</p> <p>2   前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3   第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。</p> <p>4   〔略〕</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第17条   次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26</u></p> |

万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) [略]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

2・3 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の日向市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健

万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) [略]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

2・3 [略]

康保険税については、なお従前の例による。

## 専決処分の承認について

令和6年度日向市一般会計補正予算（第10号）について別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和7年6月6日 提出

日向市長 西 村 賢

## 専決処分の承認について

令和6年度日向市財光寺南土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和7年6月6日 提出

日向市長 西 村 賢

## 専決処分の承認について

令和6年度日向市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和7年6月6日 提出

日向市長 西 村 賢

## 専決処分の承認について

令和6年度日向市国民健康保険東郷診療所特別会計補正予算（第2号）について別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和7年6月6日 提出

日向市長 西 村 賢

## 専決処分の承認について

令和6年度日向市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第5号）について別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和7年6月6日 提出

日向市長 西 村 賢





日向市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日向市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年日向市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前                                                     |              |                                           |         | 改正後                                                     |              |                                                  |      |
|---------------------------------------------------------|--------------|-------------------------------------------|---------|---------------------------------------------------------|--------------|--------------------------------------------------|------|
| 別表（第 2 条関係）                                             |              |                                           |         | 別表（第 2 条関係）                                             |              |                                                  |      |
|                                                         | 職名           | 報酬の区分                                     | 報酬の額    |                                                         | 職名           | 報酬の区分                                            | 報酬の額 |
| [略]                                                     |              |                                           |         | [略]                                                     |              |                                                  |      |
| 地方公務員法<br>第 3 条<br>第 3 項<br>第 3 号<br>の 2 の<br>規定に<br>該当 | 選挙長          | 1 回                                       | 10,800円 | 地方公務員法<br>第 3 条<br>第 3 項<br>第 3 号<br>の 2 の<br>規定に<br>該当 | 選挙長          | 国会議員の選挙等の執行経費の基準に                                |      |
|                                                         | 投票所の投票管理者    | 日額                                        | 12,800円 | 投票所の投票管理者                                               | 投票所の投票管理者    | 関する法律（昭和25年法律第179号）第                             |      |
|                                                         | 期日前投票所の投票管理者 | 日額                                        | 11,300円 | 期日前投票所の投票管理者                                            | 期日前投票所の投票管理者 | 14条第 1 項各号に掲げる職の区分に応                             |      |
|                                                         | 開票管理者        | 1 回                                       | 10,800円 | 開票管理者                                                   | 開票管理者        | じ、それぞれ当該各号に定める額以内                                |      |
|                                                         | 投票所の投票立会人    | 日額10,900円。ただし、途中で交替した場合は、事務に従事した時間であん分した額 |         | 投票所の投票立会人                                               | 投票所の投票立会人    | であって、予算の範囲内で定める額。ただし、途中で交代した場合は、事務に従事した時間であん分した額 |      |
|                                                         |              |                                           |         |                                                         |              |                                                  |      |
|                                                         | 期日前投票所の投票立会人 | 日額9,600円。ただし、途中で交替した場合は、事務に従事した時間であん分した額  |         | 期日前投票所の投票立会人                                            | 期日前投票所の投票立会人 |                                                  |      |
|                                                         | 開票立会人        | 1 回                                       | 8,900円  | 開票立会人                                                   | 開票立会人        |                                                  |      |
| 選挙立会人                                                   | 1 回          | 8,900円                                    | 選挙立会人   | 選挙立会人                                                   |              |                                                  |      |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年6月6日 提出  
日向市長 西 村 賢

日向市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日向市子どもの医療費の助成に関する条例（平成25年日向市条例第5号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（助成の対象）</p> <p>第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、<u>次の各号のすべてに該当する子どもの保護者とする。</u></p> <p>（1） 子どもが、<u>市内に住所を有すること。</u></p> <p>（2） [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（助成）</p> <p>第4条 市長は、<u>前条に定める助成対象者が、宮崎県内の保険医療機関等において子どもに係る保険給付を受けた場合は、その一部負担金に相当する額（以下「一部負担金相当額」という。）から、保険医療機関等（2以上の診療科を有する医療機関にあつては、診療科名を別にする診療科ごとにそれぞれ別の保険医療機関等とみなす。）及び社会保険各法に規定する保険者ごとに、入院及び入院外についてそれぞれ1月に350円を控除した額を助成するものとする。ただし、薬局については、一部負担金相当額を助成するものとする。</u></p> <p>2 助成対象者が、保険医療機関等において子どもに係る保険給付につき一部負担金相当額又は医療費の全額を負担した場合においても、<u>その一部負担金相当額から1月に350円を控除した額</u>を助成するものとする。</p> | <p>（助成の対象）</p> <p>第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、<u>次に掲げる要件の全てに該当する子どもの保護者とする。</u>ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。</p> <p>（1） 子どもが、<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること。</u></p> <p>（2） [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（助成）</p> <p>第4条 市長は、<u>前条の助成対象者が、宮崎県内の保険医療機関等において子どもに係る保険給付を受けた場合は、その一部負担金に相当する額（以下「一部負担金相当額」という。）を助成するものとする。</u></p> <p>2 助成対象者が、保険医療機関等において子どもに係る保険給付につき一部負担金相当額又は医療費の全額を負担した場合においても、<u>その一部負担金相当額</u>を助成するものとする。</p> |

|   |     |   |     |
|---|-----|---|-----|
| 3 | [略] | 3 | [略] |
|---|-----|---|-----|

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の日向市子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた保険給付に係る助成について適用し、同日前に行われた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

令和 7 年 6 月 6 日 提出  
日向市長 西 村 賢

日向市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日向市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（令和 4 年日向市条例第12号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前                                                                                                                                                              | 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（用語の定義）</p> <p>第 2 条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4） [略]</p> <p>2 ～ 6 [略]</p> <p>（助成）</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> | <p>（用語の定義）</p> <p>第 2 条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p><u>（4） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、当該精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の等級が 1 級であるもの</u></p> <p>（5） [略]</p> <p>2 ～ 6 [略]</p> <p>（助成）</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 第 1 項の規定にかかわらず、助成対象者が第 2 条第 1 項第 4 号のみに該当する重度心身障害者である場合、当該助成対象者が医療法（昭和23年法律第 205号）第 7 条第 2 項第 1 号に規定する精神病床に入院した場合における保険給付等に係る一部負担金については、助成しないものとする。</u></p> |

附 則  
（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の日向市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた保険給付等に係る助成について適用し、同日前に行われた保険給付等に係る助成については、なお従前の例による。

令和7年6月6日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市水道事業給水条例の一部を改正する条例

日向市水道事業給水条例（昭和39年日向市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前                                                                                                                      | 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（給水装置工事の施行）</p> <p>第 7 条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の 2 第 1 項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2 ・ 3    [略]</p> | <p>（給水装置工事の施行）</p> <p>第 7 条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の 2 第 1 項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第 7 条第 1 項の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が同項の規定により指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 ・ 3    [略]</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 6 月 6 日 提出  
日向市長 西 村 賢

日向市下水道条例及び日向市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

（日向市下水道条例の一部改正）

第 1 条 日向市下水道条例（昭和50年日向市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前                                                                                                                                                                                       | 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（排水設備等の工事の実施）</p> <p>第 8 条 排水設備等の新設等の工事（規程で定める軽微な工事を除く。）は、排水設備等の工事に関し規程で定める技能を有する者（以下「責任技術者」という。）が専属する業者として規程で定めるところにより市長が指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ、<u>行つてはならない。</u></p> <p>2 [略]</p> | <p>（排水設備等の工事の実施）</p> <p>第 8 条 排水設備等の新設等の工事（規程で定める軽微な工事を除く。）は、排水設備等の工事に関し規程で定める技能を有する者（以下「責任技術者」という。）が専属する業者として規程で定めるところにより市長が指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ、<u>行つてはならない。ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第 7 条第 1 項の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）が指定した者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 [略]</p> |

（日向市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

第 2 条 日向市農業集落排水処理施設条例（平成13年日向市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前                                                                                       | 改正後                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（排水設備の工事の実施）</p> <p>第 8 条 排水設備の新設等の設計及び工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、市長が指定した者でなければ行つてはならない。</p> | <p>（排水設備の工事の実施）</p> <p>第 8 条 排水設備の新設等の設計及び工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、市長が指定した者でなければ行つてはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年</u></p> |

|                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(占用料)</p> <p>第21条 市は、前条の規定による占用の許可を受けた者（以下「占用者」という。）から占用料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる占用物件についてはこの限りでない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法<u>(昭和27年法律第292号)</u>第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件</p> | <p><u>法律第292号) 第7条第1項の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。) が指定した者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(占用料)</p> <p>第21条 市は、前条の規定による占用の許可を受けた者（以下「占用者」という。）から占用料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる占用物件についてはこの限りでない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年6月6日 提出

日向市長 西 村 賢

## 日向市ひとものづくりセンター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、日向市ひとものづくりセンターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 優秀な人材の育成や養成の場を提供することにより、日向入郷地域内における中小企業の技術・技能の向上を図るため、日向市ひとものづくりセンター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの位置は、日向市大字日知屋8097番地2とする。

(施設)

第3条 センターは、日向ひとものづくりセンター（以下「ものづくりセンター」という。）及びひゅうが創業支援「夢プラザ」（以下「夢プラザ」という。）並びに附帯設備をいう。

2 ものづくりセンターに次に掲げる施設を置く。

- (1) 視聴覚教室
- (2) 多目的教室
- (3) 会議室
- (4) 総合実習室

3 夢プラザにインキュベーション施設を置く。

(指定管理者による管理)

第4条 センターの管理は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第8条に規定する使用の許可に関する業務
- (2) 第10条に規定する使用の許可の取消し、使用の停止等に関する業務
- (3) 第12条に規定する使用料の徴収に関する業務
- (4) 施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (5) センターの設置目的を達成するための事業の企画及び実施に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(開館時間)

第6条 ものづくりセンターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる時刻に閉館することができる。

- (1) 午後5時以降の時間帯の使用に係る使用者がいない場合 午後5時
- (2) 午後5時以降の時間帯の使用に係る使用者がいる場合で、当該使用が午後9時までに終了する場合 当該使用が終了する時刻

2 夢プラザの開館時間は、24時間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て

開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 ものづくりセンターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 夢プラザには、休館日を設けない。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館日を設けることができる。

(使用の許可)

第8条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上支障があると認めるときは、前項の許可（以下「使用の許可」という。）に条件を付けることができる。

3 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、変更の許可を受けなければならない。

(使用の制限等)

第9条 指定管理者は、センターの使用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その使用を許可せず、又は制限することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設等を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 他の使用者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、指定管理者が施設の管理運営上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は公益上若しくはセンターの管理上特に必要があるときは、使用の許可に係る条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用の許可の条件又は指定管理者の指示に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、指定管理者が管理上又は公益上必要と認めるとき。

2 前項に規定する措置によって使用者に損害が生じることがあっても、指定管理者はその責めを負わない。

(禁止行為等)

第11条 何人もセンターにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可なく物品の宣伝、販売その他これに類する行為をすること。
- (2) 許可なく印刷物、ポスターその他これに類する物を配布し、又は掲示すること。
- (3) その他センターの正常な運営を妨げる行為をすること。

2 何人もセンターの使用に当たっては、その良好な運営を維持するため、指定管理者の指示に従わなければならない。

3 指定管理者は、第1項の規定に違反した者又は前項の指示に従わない者に対し、センターからの退去を命じることができる。

(使用料)

第12条 使用者は、別表に定める使用料を市長に納付しなければならない。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

3 既に納付した使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由で使用するできないとき。

(2) 使用者が規則で定める期日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特別な理由があると認めたとき。

(利用料金)

第13条 市長は、適当と認めるときは、法第244条の2第8項の規定により、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として、收受させるものとする。この場合においては、前条第1項の規定にかかわらず、使用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、指定管理者が、別表に定める使用料の額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

4 指定管理者は、既納の利用料金は返還しないものとする。ただし、市長があらかじめ定めた基準に該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、センターを使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償)

第15条 故意又は過失により、センターの施設等を毀損し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が情状によりやむを得ないと認めるときは、賠償の責任を軽減し、又は免除することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、センターの設置及び管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

1 ひとものづくりセンター

| <div>時間</div> <div>区分</div> | 午前                                                                                                                                                                                                                                  | 午後                   | 昼間                   | 夜間                   | 午後・夜間                | 全日                   |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
|                             | 午前 9 時から<br>正午まで                                                                                                                                                                                                                    | 午後 1 時から<br>午後 5 時まで | 午前 9 時から<br>午後 5 時まで | 午後 6 時から<br>午後 9 時まで | 午後 1 時から<br>午後 9 時まで | 午前 9 時から<br>午後 9 時まで |
| 視聴覚教室                       | 2,970 円                                                                                                                                                                                                                             | 3,740 円              | 7,040 円              | 3,130 円              | 8,360 円              | 11,880 円             |
| 多目的教室                       | 1,480 円                                                                                                                                                                                                                             | 1,840 円              | 3,520 円              | 1,580 円              | 4,220 円              | 5,940 円              |
| 会議室                         | 2,310 円                                                                                                                                                                                                                             | 2,860 円              | 5,280 円              | 2,470 円              | 6,600 円              | 9,240 円              |
| 総合実習室                       | 2,970 円                                                                                                                                                                                                                             | 3,740 円              | 7,040 円              | 3,130 円              | 8,360 円              | 11,880 円             |
| 備考                          | <p>使用許可を受けた時間を超過して使用する場合の当該超過した時間に係る使用料は、次の各号に掲げる利用区分に応じ、当該各号に定めるところによる。この場合において、使用料に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>（1） 正午から午後 1 時までの利用 午前の使用料の 30 パーセントに相当する額</p> <p>（2） 午後 5 時から午後 6 時までの利用 午後の使用料の 25 パーセントに相当する額</p> |                      |                      |                      |                      |                      |

2 夢プラザ

| 区分 | 区画 1     | 区画 2     | 区画 3     | 区画 4     | 区画 5     |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 月額 | 15,800 円 | 13,100 円 | 12,800 円 | 11,500 円 | 19,500 円 |

令和 7 年 6 月 6 日提出

日向市長 西 村 賢

## 旧慣による公有財産使用の廃止について

旧慣による公有財産の使用を廃止したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 8 条の 6 第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

### 1 土地の表示

|                         |    |                         |
|-------------------------|----|-------------------------|
| （1）日向市東郷町山陰字桂原乙 5 4 番 1 | 山林 | 3, 1 6 1 m <sup>2</sup> |
| （2）日向市東郷町山陰字桂原乙 6 8 番 1 | 山林 | 2, 1 0 0 m <sup>2</sup> |
| （3）日向市東郷町山陰字桂原乙 8 7 番 1 | 山林 | 9, 7 4 8 m <sup>2</sup> |

### 2 旧慣による使用内容

- （1）関係地区      福瀬区
- （2）使用内容      採草地

### 3 廃止理由

使用権を認めていた関係区民が旧慣による使用権の放棄に合意したことにより、市が隣接地の所有者に譲渡するため、旧慣による使用を廃止する。

令和 7 年 6 月 6 日 提出

日向市長 西 村 賢

## 工事請負契約の変更について

令和 5 年 9 月定例会で議決を経た工事請負契約を、次のとおり変更する。

- |               |                                             |
|---------------|---------------------------------------------|
| 1 契 約 の 目 的   | 日向市総合体育館整備事業 設計及び建設工事                       |
| 2 変更前契約金額     | 3, 6 8 8, 5 2 0, 0 0 0 円                    |
| 3 変更後契約金額     | 4, 1 4 5, 1 1 0, 5 2 5 円                    |
| 4 変更による増減分    | 4 5 6, 5 9 0, 5 2 5 円                       |
| 5 契 約 の 相 手 方 | 五洋・あさひ産業・三郎建設・環境デザイン・アーク計画設計<br>特定建設工事共同企業体 |

代 表 者 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 7 番 2 7 号  
五洋建設 株式会社 九州支店  
執行役員支店長 矢ヶ部 恭弘

その他の 宮崎県日向市大字日知屋 1 5 8 3 7 番地  
構 成 員 あさひ産業 株式会社  
代表取締役 西村 望

宮崎県日向市東郷町山陰丙 1 4 7 9 番地 7  
株式会社 三郎建設  
代表取締役 黒木 文也

東京都港区六本木 5 丁目 1 2 番 2 2 号  
株式会社 環境デザイン研究所  
代表取締役 仙田 順子

宮崎県日向市向江町 1 丁目 4 7 番地  
アーク計画設計事務所  
代表 佐藤 友治

令和 7 年 6 月 6 日 提出

日向市長 西 村 賢